

平成28年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成29年12月28日

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成28年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）	39
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	40
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	41
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	42
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	43
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	44
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援）	15	行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	45
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	16	6. 生活支援に関する施策	46
マザーズハローワーク事業の概要	17	ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
母子家庭等就業・自立支援事業	18	子育て短期支援事業	48
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	24	ひとり親家庭等生活向上事業	49
母子・父子自立支援プログラム策定事業	27	母子世帯等の住居の状況	52
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	30	住居の安定確保	53
職業訓練メニュー	31	母子生活支援施設	54
公共職業訓練の実施	32	7. 養育費の確保策	55
自立支援教育訓練給付金事業	33	8. 自立を促進するための経済的支援	59
高等職業訓練促進給付金等事業	35	児童扶養手当	60
高等職業訓練促進資金貸付事業	37	母子父子寡婦福祉資金貸付金	64
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	38	9. 各自治体における取組状況	68

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47

※ 資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。

※ 「母子(父子)世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	270.3	213.8	7.6	0.5	42.6	5.8	105.7
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7	173.3
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1	212.4
高齢者世帯	308.4	65.0	201.6	22.9	1.9	16.9	197.3

資料:厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成27年1年間の所得である。(熊本県を除く。)

平成27年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※()内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.2万世帯	18.7万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% 死別 8.0%	離婚 75.6% 死別 19.0%
3 就業状況	81.8%	85.4%
うち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
うち 自営業	3.4%	18.2%
うち パート・アルバイト等	43.8%	6.4%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	243万円	420万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	200万円	398万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	348万円	573万円

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。(平成27年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約100.6万人（平成28年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別が約2割
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万7千件（平成28年人口動態統計（確定数））
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
 うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっており、傾向も全体と同様。
- 離婚率（人口千対）は1.73。アメリカ（3.1）、イギリス（2.05）、韓国（2.1）フランス（1.91）、ドイツ（2.05）より低く、イタリア（0.86）よりは高い水準。

